

観光危機管理に関する協定書

石垣市（以下「甲」という。）と一般社団法人石垣市観光交流協会（以下「乙」という。）は、石垣市内における観光危機への対応に関し、石垣市観光危機管理計画に基づき次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「石垣市観光危機管理計画」に基づき、甲乙が連携して観光危機への取組を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請手続き）

第2条 甲は乙に対し、観光危機への対応について、支援を要請することができる。

- 前項の規定による要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話又はその他電磁的方法をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- 乙は、通信の途絶等により相互の連絡が取れない場合は、「石垣市観光危機管理計画」の規定や別段取決めのあるものについて、甲の要請に拠らず支援を行うことができる。
- 前項の場合であっても、甲は事後速やかに要請の文書を提出するものとする。

（平時の体制）

第3条 甲乙は、観光危機管理に関し、平時は石垣市観光危機管理プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の中心的な役割を担い、プラットフォーム員及び石垣市観光交流協会会員、関係者と協力し観光危機管理体制の基盤構築に努める。

2 甲乙は、観光危機管理に関する訓練や勉強会等に原則協同であたるものとする。

（危機発生時の体制）

第4条 市長により石垣市観光危機対策ユニット（以下「対策ユニット」という。）の設置指示がなされた時、乙の事務局長及び事務局員は、対策ユニットの一員として甲と協同して観光危機に対応する。

- 地震・津波等により被害を受け、乙の事務所での執務が困難となった場合や或いは、困難が予測される場合には、乙はできるだけ速やかに石垣市企画部観光文化課（以下「観光文化課」という。）執務室内に参集するものとする。
- 乙が観光文化課内に参集した際には、甲は執務スペースや事務機器を共同で使用させ、協同して観光危機対策にあたる。

（費用負担）

第5条 対策ユニットの取組に係る費用については原則甲負担とする。

2 前項によらない費用負担については、甲乙協議の上決定する。

（損害賠償）

第6条 第4条の対策ユニットでの取組に伴い第三者に損害が発生した場合は、その損害が乙の責めに帰するものを除き、原則甲がこれを賠償する。

2 この協定に基づいて従事した乙従事者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより死亡、傷病、当該業務が原因となる障害の状態となった場合の補償は、原則として、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用の範囲で乙の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法の適用がないときは、甲乙で協議するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲乙は、本協定に基づく取組に際し知り得た個人情報やその他の内部情報について、第三者や外部機関等に漏らしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更等の申出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長し、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及び疑義のある事項については、必要に応じて、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年10月7日

甲：沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市長 中山 義隆 印

乙：沖縄県石垣市浜崎町 1-1-4 石垣市商工会館 1 F

一般社団法人石垣市観光交流協会

副会長 高橋 秀明 印